小国町告示第100号

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付要綱を次のように定める。

令和８年４月１日

小国町長　仁科　洋一



令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付要綱

（目的及び交付）

第１条　町長は、安全かつ効率的な手段によるニホンザル等の捕獲を推進し、増加する個体数の調整を図るため、新規に狩猟免許（わな猟免許）を取得する者に対し、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成２年小国町規則第１０号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象者）

第２条　交付対象者は、令和８年度に新規に狩猟免許（わな猟免許）を取得するため狩猟免許試験を受験する者で、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

（１）小国町猟友会員又は、狩猟免許（わな猟免許）を取得したのち小国町猟友会に入会し、ニホンザル等の有害捕獲業務に取り組む予定の者

（２）小国町猟友会会長の推薦を受けている者

（３）申請年度の試験等に不合格の場合、その翌年度に試験等を受験する者

（交付対象費用及び交付金の額）

第３条　交付の対象となる費用は、狩猟免許（わな猟免許）取得に必要な次に掲げる費用の実費とし、限度額を定める。

交付対象費用	交付金の額
①狩猟免許（わな猟免許）受験手数料（県証紙）	5,200円を上限とする。
②写真撮影費用	1,500円を上限とする。
③診断書作成費用	1,650円を上限とする。
④講習受講料	7,000円を上限とする。
⑤試験日旅費（町の規定に基づく車賃）	4,140円を上限とする。
⑥試験日日当	6,000円とする。

２　交付対象費用は、申請年度に係る費用に限るものとし、申請年度の翌年度以降に係る費用は、交付対象としない。

（交付金交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請の受付期間内に、交付申請書（様式第１号）に収支予算書（様式第２号）を添付し町長に提出しなければならない。

２　交付申請の受付期間（以下「受付期間」という。）は、要綱制定の日から令和９年１月３１日までとする。

（交付の決定及び通知）

第５条　町長は、交付金の交付決定をしたときは、交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

（交付の条件）

第６条　町長は、規則第７条の規定により、交付金の交付にあたり次の条件を付す。

（１）申請者は、小国町猟友会員であるか、狩猟免許（わな猟免許）を取得したのち小国町猟友会に入会し、狩猟者登録を行い、有害捕獲業務に取り組むこと。

（２）申請者は、既に小国町猟友会に所属している者を除き、小国町猟友会長の推薦を受けている者であること。

（３）申請者は、申請年度の試験に不合格の場合はその翌年度に試験を受験すること。

（４）申請者は、事業等を中止し又は廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受け、申請取り下げ書（様式第４号）を提出すること。

２　町長は、前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）が前項各号の条件のいずれかに該当しなくなったときは、交付決定を取り消すことができる。

３　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、事業に要する経費の 30 パーセントを越える減以外の変更とする。

（実績報告）

第７条　交付事業者は、狩猟免状交付後 30 日を経過する日までに、実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

（１）収支精算書（様式第２号）

（２）領収書等の写し（県証紙、写真撮影費用、診断書作成費用、講習受講料）

（３）狩猟免状（わな猟免許）の写し

（４）その他町長が必要と認める書類

（交付金交付額の確定）

第８条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付金の額を確定し、確定通知書（様式第６号）により通知する。

（交付金の請求及び交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた交付事業者は、速やかに請求書を町長に提出するものとし、町長はこれを審査し適正と認めたときは、交付金を交付する。

（交付金の返還）

第１０条　町長は、交付事業者が偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたときは、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

（書類の保存）

第１１条　交付事業者は、支出についての証拠書類を交付事業終了の翌年度から起算して５年間整理保管しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付申請書

令和８年度において、小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金事業について小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金　　円を交付されるよう、小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金第４条及び小国町補助金等の適正化に関する規則第５条の規定により関係書類を添付して申請します。

また、狩猟免許（わな猟免許）試験受験確認のため、町が試験実施主体に問い合わせをすることに承諾します。

狩猟免許試験に不合格となった場合は、翌年度に再度試験を受験いたします。

添付資料
収支予算書（様式第２号）

当該交付申請者は、今後、小国町猟友会員として、わなによるニホンザル等の個体数調整を実施するにあたり適当であると認められることから、令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金事業の申請者として推薦する。

小国町猟友会会長　　㊞

様式第２号

収 支 予 算（精 算）書

（１） 収入の部

区　　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比　較　増　減		備　考
			増	減	
町交付金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

（２） 支出の部

区　　分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比　較　増　減		備　考
			増	減	
受験手数料	円	円	円	円	
写真撮影費用					
診断書作成費用					
講習受講料					
試験日旅費					
試験日日当					
計					

様式第３号

農林発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

小国町長　仁　科　洋　一

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付決定書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった、令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金については、令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付事業に要する経費及び交付金額は、次のとおりとする。

交付事業に要する経費	金	円
交　付　金　の　額	金	円

２　交付金の交付に際して付する条件は、次とおりとする。

小国町補助金等の適正化に関する規則及び令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付要綱に定めるところに従うものとする。

様式第４号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金申請取り下げ書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で交付金の交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取り下げの理由

様式第５号

令和　　年　　月　　日

小国町長　仁　科　洋　一　　殿

申請者
住所
氏名
（署名または記名押印）
電話番号　　（　　）

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け農林発第　　号で交付決定のあった、令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金について、令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付要綱第７条及び小国町補助金等の適正化に関する規則第１４条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

様式第６号

農林発第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

小国町長　仁　科　洋　一

令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金交付額確定通知書

令和　　年　　月　　日付け農林発第　　号にて交付決定した令和８年度小国町狩猟免許（わな猟免許）取得費用交付金について、令和　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、交付金の額を　　円に確定します。